

（施行期日）
第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

第三条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による处分、手続、その他

「新令」という。)の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。

省令第九八号

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)
二の省令

この省令の施行の際現にあるこの省令による
改正前の様式による用紙は、当分の間、これを
取り繕つて使用することができる。

この省令は、公布の日から施行する。

令第二六号)
抄

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別記様式（第一条関係）

試験実験に使用する事項		(A4)
フリガナ	アラビア数字	担当する予定の科目